

# 第2回 第6期大樹町総合計画策定審議会 議案

日時：令和5年7月28日（金）午後3時00分～  
場所：大樹町福祉センター 2階 大ホール

## 1 開 会

- 2 挨拶 大樹町長 黒川 豊  
第6期大樹町総合計画策定審議会 会 長 尾藤 宏樹  
第6期大樹町総合計画策定委員会 委員長 松木 義行

## 3 協議事項

- (1) 序論及び基本構想（案）に関する審議について 【資料1】  
・今回会議の審議内容や結論に至らなかった事項については、策定委員会で整理・再検討した後、次回会議開催前に修正箇所等を明示した資料を送付しますので内容をご確認願います。

### (2) その他

## 4 今後のスケジュールについて

7月28日（金）	第2回策定審議会・委員会	（序論・基本構想（案））
8月下旬	第3回策定審議会・委員会・各部会	（基本計画（案））
9月中旬	第4回策定審議会・委員会・各部会	（基本計画（案））
10月上旬～10月下旬	パブリックコメント	（総合計画（案））
11月上旬	第5回策定審議会・委員会・答申	（総合計画（案））
12月上旬	令和5年第4回大樹町議会定例会	（総合計画（案））

## 5 その他

## 6 閉 会

改正

平成27年12月8日条例第35号

大樹町総合計画策定審議会条例

(設置)

**第1条** 本町に、大樹町総合計画策定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

**第2条** 審議会は、町長の諮問に応じ、総合計画の策定に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

**第3条** 審議会は、委員40人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 関係団体・組織を代表する者
- (2) 識見を有する者
- (3) 地域を代表する者
- (4) 一般公募による者

(任期)

**第4条** 委員の任期は、第2条に規定する町長の諮問事項に係る答申が終了したときまでとする。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第5条** 審議会に会長1名及び副会長若干名を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、町長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、審議事項について必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(部会)

**第7条** 総合計画に関する諮問事項を専門的に審議するため、審議会に部会を置くことができる。

- 2 部会の所掌事項は、会長が審議会に諮って定める。
- 3 部会に属すべき委員は、会長の指名するところによる。
- 4 部会に部会長を置き、部会委員の互選により定める。
- 5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会委員がその職務を代理する。
- 6 部会の会議は、前条の規定を準用する。

(庶務)

**第8条** 審議会の庶務は、企画商工課において処理する。

(委任)

**第9条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

#### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成27年12月8日条例第35号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

第6期大樹町総合計画策定審議会部会名簿

部会名	所掌事項	策定審議会委員	策定委員会委員
総務	防災 消防・救急 公共交通 交流・移住定住 デジタル化 行財政 広域行政 その他、他の部会の所掌しない事項	◎ 廣瀬 庄 治 尾藤 宏 樹 牧田 日出男 高橋 勝 則 岡山 ひろみ 大原 武 山下 智 岩崎 教 大	◎ 吉田 総務課長 ○ 杉山 消防署長 伊勢 企画商工課長 水津 住民課長 楠本 出納課長 佐藤 議会事務局長
保健福祉	地域福祉 子育て支援 高齢者福祉 障がい福祉 保健・医療 社会保障	◎ 大井 英 則 佐藤 英 道 橋村 勇 太 金丸 穂奈美 林中 保 安部 惣二郎 酒井 厚 子	◎ 清原 保健福祉課長 ○ 牧田 老人ホーム所長 デイサービス所長 水津 住民課長 瀬尾 保健福祉課参事 明日見 保健福祉課参事 下山 病院事務長
産業経済	農業 林業 水産業 商工業 観光 航空宇宙 雇用・勤労者対策	◎ 西川 久 雄 山口 寿 斗 神山 久 典 西川 重 穂 加藤 康 浩 三浦 祥 嗣 出貝 光 基 一戸 勉 小田切 義 憲	◎ 松久 農林水産課長 町営牧場長 ○ 菅 企画商工課参事 伊勢 企画商工課長 瀬尾 農業委員会 事務局長
生活環境	防犯・交通安全・消費者保護 環境保全・脱炭素化 ごみ・リサイクル・し尿・環境美化 上下水道 道路 公園・緑地 住宅・宅地 火葬場・墓地 コミュニティ・協働	◎ 菊池 功 田中英 治 中元 義 弘 高橋 教 一 姉崎 美 紀 小柳 ゆかり 播間 久美子 高橋 秀 昌	◎ 奥 建設水道課長 ○ 水津 住民課長 佐藤 複合事務組合 事務局長
教育	学校教育 社会教育 スポーツ 文化	◎ 袴田 孔 黒谷 祥 太 佐藤 征 夫 香西 英 行 島田 あや子 高橋 幸 子 長江 教 貴 福本 正 規	◎ 井上 学校教育課長 給食センター所長 ○ 梅津 社会教育課長 図書館長